

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。令和7年第3回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は山本銀男代表監査委員に御出席いただいております。後ほど、令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月18日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意3件、議案7件、認定7件が町長から提出されております。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査意見書、基金運用状況審査意見書について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があ

ります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会初日ということで、お集まりいただきありがとうございます。皆さんと4年間、いろんな議案、議題いろいろありましたけれども、御賛同いただいたり、いろんな御批判があったり、このわがままな私が少しは我慢強く成長したのではないかなと、そんなふうに思っております。改めて4年間ありがとうございました。

そして、先日、8月29日ですけれども、全国茶品評会では皆さん御承知のとおり、産地賞を我が町がいただきました。新聞報道でも私、ちょっと出張で出先からだったんですけれども、本当に生産者のたゆまぬ努力、情熱、そういったものが積み重なって、私は町長4年間に2回も産地賞を取らせていただきましたので、地元のお茶というのは私自身も大切にしておりますし、皆さんにも御理解、御協力いただいていることではないかと思っております。いずれにしましても、町の誇りです。これからも日本を代表する茶産地として、一層の取組を進めてまいりたいという考えでおります。

いずれにしましても、定例会初日よろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中澤莊也君、1番、佐々木直也君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間としたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの25日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。この委員会は3名の委員から成っており、このうち神谷晴治氏が令和7年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては、同委員の後任として、中野増伸氏を議会の同意を得て選任したく提案するものです。

中野氏は、昭和32年12月11日生まれの67歳。37年間、キタハイ農業協同組合、現大井川農業協同組合に勤務され、平成27年3月に退職されております。この間、金融業務の経験も豊富であり、土地、家屋に係る固定資産の評価に精通されております。また、地域におかれましても地区役員として活躍され、信望も厚く、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和7年10月26日から令和10年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第3号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

当町の教育委員会委員である森下洋一氏から、令和7年9月30日をもって退職する旨の願いがあり、令和7年7月25日の教育委員会において同意されました。

委員の退職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、任期が令和10年11月30日までとなる後任について、森下正章氏を新たに教育委員会委員として任命することに御同意いただきたく、お諮りをするものです。

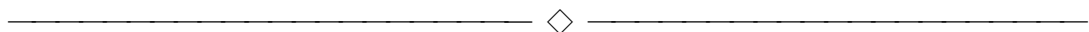
森下氏は、地名在住、小学校教諭、教頭として榛原郡内小学校への勤務を経て、中川根南部小学校、中川根中学校、中央小学校で校長を歴任され、確かな教育理念と教育へかける情熱をもって学校教育及び教育行政に邁進されました。

現在は、義務教育学校において、初任者指導や図工の小学校専科教員として御活躍いただくとともに、川根本町生涯学習推進協議会会長なども歴任し、積極的に地域活動に貢献されており、森下氏には当町の学校教育や社会教育の諸問題に真摯に取り組んでくださるものと期待するところであります。

任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、前任者の残任期間である令和7年10月1日から令和10年11月30日までとなります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

八木氏は、上長尾在住、昭和25年4月20日生まれの75歳、令和3年12月1日から令和7年11月30日までの任期中、現在、教育委員会委員第1期目を務められています。

同氏は、長年、公立小・中学校の養護教諭として勤務され、退職後も町内の小学校養護教諭の初任者研修指導員や学び方支援サポーターとして務められ、学校における児童の健全育成に努められました。

また、川根本町保健委員会委員長や川根本町生涯学習推進協議会副会長を歴任されるなど、積極的に地域においても社会貢献されています。

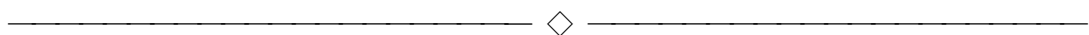
このように、同氏は、教育、文化、健康に関する様々な分野の識見を有し、人柄も誠実で実直な方であり、当町の学校教育や社会教育の諸問題にも真摯に取り組んでいただけるものと期待するところであります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、令和7年12月1日から令和11年11月30日までの4年間であります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第51号 一般廃棄物の処分に関する事務の委託につ

いて

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について説明いたします。

令和8年3月から予定している静岡市への一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処分に関する事務を委託するため、地方自治法第252条の14第1項により、川根本町と静岡市との間の一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規定を定めるものです。

施行期日は、令和8年3月1日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年度令和6年災、査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものです。

本工事契約は、令和7年3月25日、令和7年第1回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その請負契約金額を1,168万2,000円増額し、変更後の請負契約金額1億3,213万2,000円に変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは林道小河内線3号箇所災害復旧工事に係るものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本案は、令和6年度林道施設災害復旧事業、林道小河内線3号箇所災害復旧工事（令和4年台風15号）の請負契約について、変更契約締結の議決を求めるものです。

本工事契約は、令和6年9月13日、令和6年第3回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その契約金額を907万5,000円増額し、変更後の請負契約金額9,047万5,000円で変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第9 議案第54号 令和7年度川根本町一般会計補正予算
（第2号）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 一般会計補正予算です。

議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,710万円を追加し、総額を65億6,260万円としたいものです。

今回の主な補正は、行政システムの標準化移行に伴うシステム改修とクラウド利用料に係る経費、子ども・子育て支援事業や年金生活者支援給付金制度などに新設に対応するためのシステム改修に係る費用、島田北出張所の増員への対応に係る施設整備費を計上したほか、地域おこし協力隊に係る経費、接岨地区で展開していくミズベリング事業に係る経費、平栗地区の土砂除去等で今後不足することが予想される小規模修繕費、災害復旧事業として南赤石線及び千頭嶺線に係る経費を計上しております。

また、今年度国において新たに措置された物価高騰重点支援地方創生交付金によるLINEクーポン事業の財源更正、地方交付税で措置された臨時財政対策事業債に係る減債基金への積立て、また、人事異動に伴う人件費の振替等を計上させていただいています。

財源につきましては、国・県の支出金のほか、災害復旧事業債及び過疎対策事業債といった有利な地方債を充当し、残りは繰越金を充てております。

第2表の地方債補正については、今回充当した災害復旧事業債と過疎対策事業債の借入限度額を補正したものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第55号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第55号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、総額を7億5,093万円としたいものです。

今回の補正予算は、子ども・子育て支援金制度が新設されることに伴うシステム改修費の計上、保険給付費の精算による返還金の計上、また、今年度の人事異動が確定したことによる人件費を計上しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第56号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第56号、令和7年度介護保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万2,000円を追加し、総額を14億2,141万2,000円としたいものです。

介護給付費等の精算と今年度の人事異動が確定したことによる人件費の補正となります。介護給付費等の精算については、過年度分の国庫補助金と繰越金を財源としています。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 5 7 号 令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計補
正予算（第 1 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第57号、令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計補正
予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第57号、令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計補正予算、第 1 号
の概要について説明します。

第 2 条の収益的収入及び支出について、収入においては15万円を増額し、総額 1 億6,027
万5,000円とし、支出においては30万円を増額し、総額 2 億192万4,000円としたいものです。

第 3 条の資本的収入及び支出について、収入においては1,420万円を増額し、総額8,946万
7,000円とし、支出においては1,430万円を増額し、総額 1 億1,323万5,000円としたいもので
す。

今回の補正は、職員給与に対する費用30万円及び徳山地区で発生した濁水事案の対応のため、
新たに排水機能を有する電動弁を設置する費用1,430万円を増額補正するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 3 認定第 1 号 令和 6 年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第 1 4 認定第 2 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 5 認定第 3 号 令和 6 年度川根本町後期高齢者医療事業特
別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 6 認定第 4 号 令和 6 年度川根本町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 7 認定第 5 号 令和 6 年度川根本町訪問看護事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 8 認定第 6 号 令和 6 年度川根本町いやしの里診療所事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第7号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算 認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、認定第7号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、相村禎君。

○会計管理者（相村 禎君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和6年度会計決算について、一括して説明させていただきます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度川根本町一般会計のほか、5つの特別会計の決算について、また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、簡易水道事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

なお、金額につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

最初に、認定第1号、令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算です。

決算書、一般会計の最後のページになりますが、100ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

令和6年度一般会計決算は、歳入総額79億7,724万4,000円、歳出総額75億7,162万円、歳入歳出差引額4億562万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億785万1,000円、実質収支額2億9,777万3,000円です。

次に、歳入歳出の内訳について、前年度と比較して増減の大きい項目を説明させていただきます。

まず、歳入です。決算書、一般会計の1ページ、2ページを御覧ください。

1款町税の収入済額は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、合計で12億3,793万2,000円、前年度と比較して2,706万円の減少です。納税義務者減少に伴う町民税2,315万7,000円の減が主な要因となります。

次に、町税の不納欠損処理額です。全体で127万7,000円、前年度と比較して3万円の減少、収入未済額は998万3,000円、町税全体の徴収率は99.2%です。

次に、2款地方譲与税です。収入済額1億2,990万円、前年度と比較して2,500万7,000円の増額です。森林環境譲与税の増が主な要因となります。

次に、10款地方交付税です。収入済額28億4,885万4,000円で、前年度と比較して2,601万9,000円の増額となります。

次に、14款国庫支出金です。収入済額7億9,752万5,000円で、前年度と比較して8,380万9,000円の増額です。主な要因は、公共土木施設災害復旧費補助金の増となります。

次に、15款県支出金です。収入済額7億2,868万円で、前年度と比較して1億4,207万2,000円の増額です。林業施設災害復旧費補助金の増が主な要因となります。

次に、19款繰越金です。収入済額 8 億4,577万3,000円で、前年度と比較して9,769万2,000円の減少です。前年度歳計剰余金、繰越明許費繰越金の減となります。

次に、20款諸収入です。収入済額 2 億1,594万7,000円で、前年度と比較して3,587万9,000円の増額です。寸又峡遊歩道維持管理負担金などの増が主な要因となります。

続いて、一般会計の歳出です。決算書、一般会計の 3 ページ、4 ページを御覧ください。

まず、2 款総務費です。支出済額13億5,198万6,000円で、前年度と比較して 2 億9,074万3,000円の増額です。一般管理費委託料、財産管理費工事請負費、基金管理費積立金などの増が主な要因となります。

次に、3 款民生費です。支出済額13億1,240万8,000円で、前年度と比較して4,020万4,000円の増額です。児童福祉施設費人件費などの増が主な要因となります。

次に、4 款衛生費です。支出済額10億6,362万9,000円で、前年度と比較して 3 億7,110万9,000円の増額です。斎場建設や、し尿等中継槽建設に伴う工事請負費などの増が主な要因となります。

次に、10款教育費です。支出済額 7 億3,256万2,000円で、前年度と比較して 2 億6,829万3,000円の減額です。学校施設改修工事完了に伴う工事請負費の減が主な要因となります。

次に、11款災害復旧費です。支出済額 9 億4,009万6,000円で、前年度と比較して 3 億797万1,000円の増額です。主な理由は、林業施設災害復旧工事請負費の増となります。

これで、認定第 1 号、一般会計決算に係る説明を終了させていただきます。

ここからは、特別会計の決算を説明させていただきます。

最初に、認定第 2 号、令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算です。

国民健康保険事業特別会計決算書の国保15ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額 7 億8,059万9,000円、歳出総額 7 億5,949万円、歳入歳出差引額2,110万9,000円です。

次に、歳入です。決算書、国保 1 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税の収入済額は 1 億2,839万3,000円で、被保険者の減少により、前年度と比較して687万3,000円の減です。なお、令和 6 年度不納欠損処理額はなく、収入未済額は715万1,000円、徴収率は94.7%です。

保険税が減少した一方で、医療費の増加により、4 款の県補助金は305万4,000円の増となっております。

続いて、歳出です。決算書、国保 2 ページを御覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金の支出済額は 1 億9,258万4,000円で、前年度と比較して599万円の増額です。主な要因は医療費の増となります。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

続いて、認定第 3 号、令和 6 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算です。後期高齢者医療事業特別会計の決算書、後期高齢 6 ページ、実質収支に関する調書を御覧

ください。

歳入総額 1 億 4,519 万 4,000 円、歳出総額 1 億 4,504 万 2,000 円、歳入歳出差引額 15 万 2,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 1,492 万 2,000 円、歳出は 1,477 万 2,000 円の増加となります。後期高齢者医療保険料の増及び医療費増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額が歳入歳出それぞれの要因となります。

次に、認定第 4 号、令和 6 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算です。

介護保険事業特別会計の決算書、介護 16 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 14 億 11 万円、歳出総額 13 億 9,939 万 2,000 円、歳入歳出差引額 71 万 8,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 286 万 3,000 円の減、歳出は 23 万 7,000 円の微増となりました。歳入は、保険料率改正に伴う介護保険料が増加した一方で、基金積立繰入金が増加したことが要因となります。歳出は、介護サービス費が増加した一方、国・県支出金返還金の減少により、全体では微増となりました。

次に、認定第 5 号、令和 6 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算です。

訪問看護事業特別会計の決算書、訪問看護 6 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 2,269 万 2,000 円、歳出総額 2,255 万 1,000 円、歳入歳出差引額 14 万 1,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 876 万円の増、歳出は 1,045 万 2,000 円の増となります。サービス利用者の増加と職員 1 名分の人件費の増が歳入歳出それぞれの要因となります。

次に、認定第 6 号、令和 6 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算です。

いやしの里診療所事業特別会計の決算書、診療所 8 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 4,550 万 7,000 円、歳出総額 4,535 万 6,000 円、歳入歳出差引額 15 万 1,000 円です。前年度と比較すると、歳入は 281 万 8,000 円の減、歳出は 285 万円の減となります。患者数の減少に伴う診療報酬の減と医業費の減が歳入歳出それぞれの要因となります。

これで、特別会計の決算認定に係る説明を終わります。

最後になりますが、認定第 7 号、令和 6 年度川根本町簡易水道事業会計決算です。

令和 6 年度簡易水道事業会計決算報告書の 7 ページ、8 ページを御覧ください。

まず、7 ページを御覧ください。収益的収入及び支出です。

収入の第 11 款簡易水道事業収益決算額は 1 億 7,043 万 3,000 円、支出の第 21 款簡易水道事業費用決算額は 2 億 3,242 万 9,000 円、差引き 6,199 万 6,000 円の赤字となります。

次に、収入支出の内訳について、5 ページの予算執行状況を御覧ください。

主な収入のうち、給水収益は 1 億 911 万円で、前年度と比較して 14 万円の微減となりました。

次に、支出です。

主なものとして、減価償却費の 1 億 1,813 万 9,000 円などとなっております。

続きまして、8ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

収入の第31款資本的収入決算額は9,876万7,000円、支出の第41款資本的支出決算額は1億2,360万2,000円、差引き2,483万5,000円の赤字となります。

資本的収支の不足分については、当年度消費税及び地方消費税調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上で認定第1号から認定第7号に関する説明を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、山本銀男君。

○代表監査委員（山本銀男君） 監査委員の山本銀男です。

令和6年度一般会計及び各特別会計並びに簡易水道事業会計の決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和6年度川根本町一般会計歳入歳出決算、令和6年度川根本町国民健康保険事業ほか、4事業の特別会計歳入歳出決算並びに公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和6年度川根本町簡易水道事業会計決算につきまして、去る7月23日、24日、25日、28日、29日の5日間、中野浩和監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計につきましては歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、その他関係帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。同じく、簡易水道事業会計につきましては決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、その他決算附属書類につきまして会計帳簿、証拠書類との照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。

審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算書及び調書類並びに簡易水道事業会計決算報告書類及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数処理は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

決算審査後におきまして、令和6年度繰越事業費の1事業につきまして、令和6年度会計年度内の支払いが未執行であり、国庫補助金の返還も必要になったとの報告がありました。今回の事案は、契約事務が財務会計システムに反映されていれば防げた事務執行の誤りであると考えられます。改めて、適正な町の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理を徹底していただきたいと思います。

決算審査の概要と意見につきましては、決算審査意見書として提出いたしましたので、よろしく願います。

以上で決算審査の結果につきまして報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月11日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

散会 午前 9時50分